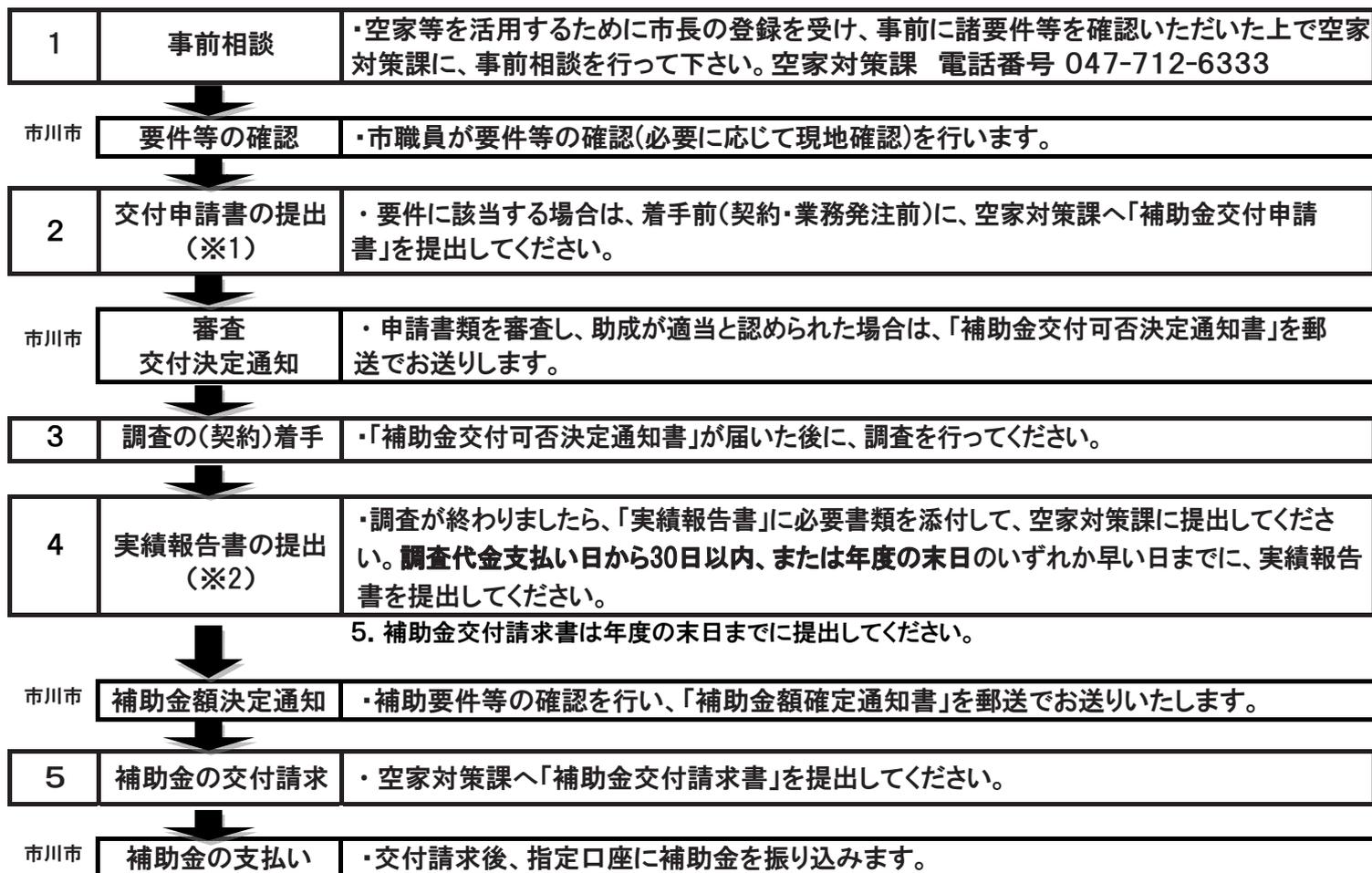


○申請の流れ(インスペクション事業)



申請書・報告書に必要な書類

※1 交付申請時に必要な書類	※2 実績報告時に必要な書類
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 補助金交付申請書(様式第1号) <input type="checkbox"/> 参考様式第1号等の、国等の補助金の交付対象でないことを誓約する書類 <input type="checkbox"/> 納税証明書(市県民税、固定資産税及び都市計画税のうち該当するもの)※公簿による確認の同意書(様式第1号又は参考様式第1号等の該当箇所)が提出されている場合は不要 <input type="checkbox"/> 建物状況調査に要する費用の見積書又はその写し <input type="checkbox"/> 空家及びその敷地の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 実績報告書(様式第7号) <input type="checkbox"/> 建物状況調査の結果がわかる書類 <input type="checkbox"/> 建物状況調査の契約書の写し <input type="checkbox"/> 領収書等調査費の支払いを証する書類(代理受領制度利用時は、補助金の額を差し引いたものであるとわかる書類を含む) <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類

問い合わせ先

市川市 空家対策課
〒272-0023 市川市南八幡2-20-2
第2庁舎2階 電話番号047-712-6333

インスペクション事業 要件等詳細

◎補助対象者

以下の要件を満たす空家等の所有者

◎要件

1. 活用法屋が使用され、又は除却されるまでの間、活用法屋の所有者として市長の登録を受けること
2. 申請者及び空家の所有者がインスペクション事業に関する国等の補助金の交付を市川市以外で受けられないもの又は受けていないもの（申請中のものも含み、共有の場合他の所有者が補助金の交付を受けられないものも含む）
3. 市川市に納付すべき市県民税等を滞納していないこと
4. 補助金申請書は建物状況調査に着手する前に提出すること

◎申請に必要な書類

1. 補助金申請書（様式第1号）
2. （市が公簿等により確認する場合はその旨を補助金申請書（様式第1号）で同意した場合は不要）
全ての所有者の納税証明書
→ 市県民税、法人市民税、固定資産税及び都市計画税のうち納税義務があるものすべて。非課税世帯にあつてはその旨がわかる課税証明書等を含む。
3. 空家等の建物状況調査に関する国等の補助金の交付対象（共有者すべてを含む）でないことを誓約する書類（参考様式第1号）
4. 空家及びその敷地の登記事項証明書
5. 建物状況調査に要する費用の見積書又はその写し
6. その他市長が必要と認める書類

以下工事完了後提出が必要な書類

※期限：支払い完了から30日を経過した日又は年度の末日のいずれか早い方

1. 実績報告書（様式第7号）
2. 建物状況調査の結果がわかる書類
3. 建物状況調査の契約書の写し
4. 領収書等調査費の支払いを証する書類（代理受領制度利用時は、補助金の額を差し引いたものであるとわかる書類を含む）（同条第3項）
5. その他市長が必要と認める書類

以下補助金額確定通知書（様式第8号）の交付後に提出する書類

※期限：年度の末日

1. 補助金交付請求書（様式第9号）
→代理受領制度を利用する場合は法人の代表名で記入してください。
2. （調査に要した費用から補助金分を引いた額を支払った場合等）代理受領制度を利用する場合は委任状

◎補助金額

建物状況調査に要した費用の1/2で上限は5万円